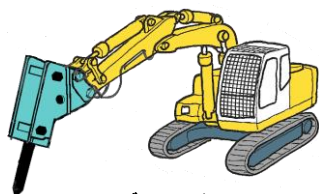


特定自主検査の対象機械に 3種類の解体用機械が追加されました

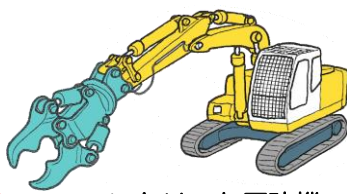


解体用機械

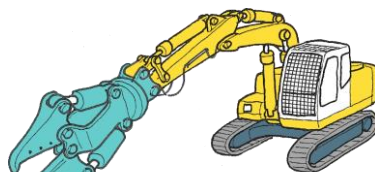


・ブレーカ

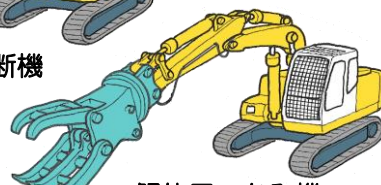
追加



・コンクリート圧砕機



・鉄骨切断機



・解体用つかみ機

1年に1回、特定自主検査を実施しましょう！！

- 平成25年7月から上記3種の解体用機械が特定自主検査（以下「特自検」という。）の対象機械になりました。これらの機械については年に1回、**有資格者**による**特自検**を実施しなければなりません。（労働安全衛生法 第45条、労働安全衛生規則 第167条、第169条の2）
- 遅くとも平成26年6月末までには解体用機械としての**特自検を実施**してください。実施していない場合は罰則の適用があります。（労働安全衛生法 第120条、第122条）
- 自社に「整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用」の特自検有資格者がすでにいる場合はその者が特自検（事業内検査）を実施できます。自社に当該有資格者がいない場合は、登録検査業者へ特自検（検査業者検査）をご依頼ください。
- 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんにきょう））では特自検に関する法令改正内容の周知のための「実務研修『解体用機械（追加規制）コース』」を用意しています。特自検有資格者の方は受講されることをお奨めします。
- 特自検の記録（検査記録表）を3年間保存するとともにベースマシンには「特定自主検査済標章」を貼付しなければなりません。（労働安全衛生規則 第169条、第169条の2）
- 解体用アタッチメントには「アタッチメント検査済シール」を検査実施の証として貼るよう努めることとされています。（平成25年6月3日付 基安発0603第1号）

アタッチメント 検査済シール



（大小2種類あり）

特定自主検査実施年月を記入し、アタッチメントの見易い箇所に貼付する。
汚損・破損の都度検査実施時期を確認して貼替える。

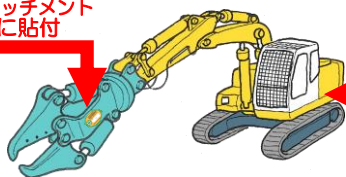
特定自主検査記録表



3年間
保管

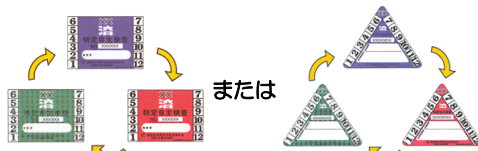
アタッチメント
に貼付

ベースマシン
に貼付



特定自主検査済標章

・事業内検査用 ・検査業者検査用



または

（標章の色は年ごとに異なります）

ドラグ・ショベルと解体用機械の兼用機の場合、ドラグ・ショベルとして特自検を実施済の機械に解体用機械として特自検を行った場合は特定自主検査済標章をあらためて貼付する必要はありません。

お問い合わせ先